

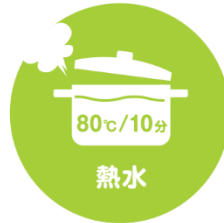
施設における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するために

群馬県内でも今後、新型コロナウイルス感染症の流行により、施設内感染リスクを限りなくゼロに近づける工夫や努力がより一層求められます。施設内の高齢者や従業員やその家族を守るために重要な対策は、「持ち込み防止」と「施設内発生を想定した対応」です。現場における標準予防策の徹底や、基本の繰り返しの積み重ねが感染リスクの軽減につながります。各施設において感染対策を今一度、ご確認ください。宜しく願い致します。

1. 感染防止のための基本的な対策

- 37.5 度にとらわれない平熱との差に着目した体温管理
- 手袋を外した後の手洗い等の適時適切な手指消毒
- 肩より手を上げない意識で行うケアの習慣
- 正しいマスクの使用(鼻まで覆い、外側に触れない。汚染に留意して外し、外す前後には手洗いを行う。)
- 熱消毒(80℃・10 分間)や消毒剤(消毒用エタノール、0.05%または 0.1%次亜塩素酸ナトリウム)による消毒の実施

食器・手すり・ドアノブなど身近な物の消毒には、アルコールよりも、熱水や塩素系漂白剤が有効です。
(新型コロナウイルスだけでなく、ノロウイルスなどにも有効です)



食器や箸などは、80℃の熱水に10分間さらすと消毒ができます。



濃度 0.05% に薄めた上で、拭くと消毒ができます。

正しい手の洗い方

手洗いの前に
・爪は短く切っておきましょう
・時計や指輪は外しておきましょう



手洗い		残存ウイルス
手洗いなし		約 100 万個
石けんや ハンドソープで 10 秒もみ洗い後 流水で 15 秒すすぐ	1 回	約 0.01% (数百個)
	2 回 繰り返す	約 0.0001% (数個)

2. クラスターの発生防止のための対策

- 適切な換気(1 時間に2回 10 分程度、窓を全開)を実施する
- 3 密(換気の悪い密閉空間、多数が集まる密集場所、近距離での会話や発声をする密接場面)を回避する
- 休憩中または食事中、マスクなしで対面になることを極力避ける
- 委託業者からの物品の受け渡しや来訪者との対面は玄関で行い、発熱がある場合は入館を断る

3. 風邪症状が出た場合等の対応

- 職員は風邪症状等が出た場合は「出勤しない・させない」を実施する
- 利用者の日々の症状の状態確認を行う



4. 新型コロナウイルス感染が疑われる者が発生した場合

□ 情報共有・報告等の実施

新型コロナウイルス感染症が疑われる者が発生した場合は、速やかに施設長等へ連絡を行い、「帰国者・接触者相談センター」に電話連絡をし、指示をうけること。当該施設内での情報共有を行うとともに、指定権者への報告を行う。さらに、利用者の家族等に報告を行う。

□ 消毒・清掃等の実施

新型コロナウイルス感染症が疑われる者の居室及び利用した共有スペースは、消毒・清掃を実施する。手袋を着用し、消毒用エタノールで清拭する。または、次亜塩素酸ナトリウム液で清拭後、湿式清拭し、乾燥させる。なお、次亜塩素酸を含む消毒液の噴霧については、吸引すると有害であり、効果が不確実であることから行わないこと。トイレのドアノブや取手等は、消毒用エタノールで清拭する。

□ 濃厚接触が疑われる利用者・職員の特定

新型コロナウイルス感染症が疑われる者が発生した場合、施設等においては、感染が疑われる者との濃厚接触が疑われる利用者・職員を、以下を参考に特定する。

- ・新型コロナウイルス感染が疑われる者と同室または長時間の接触があった者
- ・適切な感染の防護なしに新型コロナウイルス感染が疑われる者を診察、看護もしくは介護していた者
- ・新型コロナウイルス感染が疑われる者の気道分泌液若しくは汚染物質に直接触れた可能性が高い者

□ 濃厚接触が疑われる利用者に係る適切な対応の実施

濃厚接触が疑われる利用者については、以下の対応を行う。

- ・原則として個室に移動する。
- ・その他の利用者の介護等に当たっては、可能な限り担当職員を分けて対応を行う。
- ・当該利用者へのケアに当たっては、部屋の換気を1、2時間毎に5～10分間行うこととする。
また、共有スペースや他の部屋についても窓を開け、換気を実施する。
- ・職員は使い捨て手袋とマスクを着用する。咳込みなどがあり、飛沫感染のリスクが高い状況では、必要に応じてゴーグル、使い捨てエプロン、ガウン等を着用する。
- ・ケアの開始時と終了時に、液体石けんと流水による手洗いまたは消毒用エタノールによる手指消毒を実施する。
手指消毒の前に顔を触らないように注意する。「1ケア1手洗い」、「ケア前後の手洗い」を基本とする。
- ・体温計等の器具は、可能な限り当該利用者専用とする。他に使用する場合は、消毒用エタノールで清拭を行う。
- ・当該利用者以外の利用者についても、手洗い等の感染防止のための取り組みを促す。
- ・施設長の指示により、来訪者に対して利用者との接触制限等を行う。

□ 濃厚接触が疑われる職員に係る適切な対応の実施

濃厚接触が疑われる職員の中で、発熱等の症状がある場合は、自宅待機を行い、保健所の指示に従う。発熱等の症状がない場合は、保健所と相談の上、疑われる職員数等の状況を踏まえ対応する。

参 考:厚生労働省「介護事業所等における新型コロナウイルス感染症への対応等について」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00089.html

